

国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成16年3月31日京都市条例第50号）（総務局人事部給与課，教育委員会事務局総務部総務課及び同部教職員課）

国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第117号）の施行により，教育公務員特例法の一部が改正されること等に伴い，教職員の給与等を京都府立学校教職員を基準として定めることとするとともに，規定を整備することとしました。

この条例は，平成16年4月1日から施行することとしました。

国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榊本 頼兼

京都市条例第50号

国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(京都市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 京都市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、教育公務員特例法第16条第2項の規定に基づき、教育長の給与等に関し必要な事項を定めるものとする。

(京都市教職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 京都市教職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「国立学校教職員」を「京都府立学校教職員（京都府立学校教育職員（職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）の適用を受ける教育職員をいう。以下同じ。）及び同条例の適用を受ける事務職員をいう。以下同じ。））」に改める。

第7条の4中「国立学校教育職員」を「京都府立学校教育職員」に改める。

第10条の2から第11条の2までの規定中「国立学校教職員」を「京都府立学校教職員」に改める。

第12条の2及び第12条の3中「国立学校教育職員」を「京都府立学校教育職員」に改める。

第12条の4第2項中「国立学校教職員」を「京都府立学校教職員」に、「俸給の特別調整額等」を「管理職手当」に改める。

第16条第1項中「命ぜられて」を「命じられて」に改め、同条第2項中「国立学校教職員」を「京都府立学校教職員」に改める。

第17条の2及び第18条第1項中「国立学校教職員」を「京都府立学校教職員」に改める。

第18条の2第1項中「国立学校教育職員」を「京都府立学校教育職員」に改める。

第21条、第22条第1項、第24条及び第26条第3項中「国立学校教職員」を「京都府立学校教職員」に改める。

第27条の2第1項中「次項において同じ。）は」を「以下同じ。）は」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「国立学校教育職員について定められた例を基準として定めた」及び「の各号」を削り、同項各号を次のように改める。

- (1) 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- (2) 修学旅行その他学校の行事に関する業務
- (3) 職員会議（別に定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務
- (4) 非常災害の場合、児童、生徒又は幼児の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

第28条第3項中「認められる場合に」を「教育委員会が認めるとき」に改め、同条第4項中「事由」を「理由」に、「場合に」を「とき」に改め、同条第5項中「認められる場合に」を「教育委員会が認めるとき」に、「国立学校教職員」を「京都府立学校教職員」に改める。

別表第2教員特殊業務手当の項中「国立学校教育職員」を「京都府立学校教育職員」に改める。

(京都市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「国立学校教職員」を「京都府立学校教職員」に改める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(総務局人事部給与課、教育委員会事務局総務部総務課及び同部教職員課)